3　内閣総理大臣は、第一項の規定により第五十一条第一項の規定による指定を取り消したときは、その旨を官報で告示するものとする。

4　第一項の規定により第五十一条第一項の規定による指定の取消しの処分を受け、又はその業務の全部若しくは一部の停止の命令を受けた者は、当該処分又は命令の日から二週間以内に、当該処分又は命令の日に苦情処理手続又は紛争解決手続が実施されていた当事者、当該当事者以外の加入金融サービス仲介業者及び他の指定紛争解決機関に当該処分又は命令を受けた旨を通知しなければならない。

第七節　雑則

（保険契約の締結の媒介を行う役員又は使用人の届出）

第七十四条　保険媒介業務を行う金融サービス仲介業者は、その役員又は使用人に保険契約の締結の媒介を行わせようとするときは、その者の氏名及び生年月日を内閣総理大臣に届け出なければならない。届け出た事項について変更を生じたとき、又は届出に係る役員若しくは使用人が保険契約の締結の媒介を行わないこととなったとき、若しくはこれらの者が死亡したときも、同様とする。

（外務員の登録）

第七十五条　有価証券等仲介業務を行う金融サービス仲介業者は、その役員又は使用人のうち、当該金融サービス仲介業者のために次に掲げる行為を行う者（以下この節において「外務員」という。）の氏名、生年月日その他内閣府令で定める事項について、内閣府令で定める場所に備える外務員登録原簿に登録を受けなければならない。

一　有価証券（金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる権利にあっては、同項各号に掲げる権利を除く。）に係る次に掲げる行為

イ　第十一条第四項第一号から第三号までに掲げる行為

ロ　次に掲げる行為

(1)　売買の媒介の申込みの勧誘

(2)　市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の委託の勧誘

二　前号に掲げるもののほか、政令で定める行為

2　有価証券等仲介業務を行う金融サービス仲介業者は、前項の規定により当該金融サービス仲介業者が登録を受けた者以外の者に外務員の職務（同項各号に掲げる行為をいう。第八十八条第七号において同じ。）を行わせてはならない。

（外務員の権限）

第七十六条　外務員は、金融サービス仲介業者に代わって、前条第一項各号に掲げる行為に関し、一切の裁判外の行為を行う権限を有するものとみなす。

2　前項の規定は、相手方が悪意であった場合においては、適用しない。

（金融商品取引法の準用）

第七十七条　金融商品取引法第六十四条第三項から第六項まで、第六十四条の二第一項、第六十四条の四、第六十四条の五第一項及び第六十四条の六の規定は、金融サービス仲介業者の外務員について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十四条第三項	第一項	金融サービス仲介業に関する法律第七十五条第一項
第六十四条第三項第三号ハ	第六十六条の二十五第一項（第六十六条の二十五第一項に規定する外務員の職務及び金融サービス仲介業に関する法律第七十五条第二項に規定する場合を含む。）	金融サービス仲介業に関する法律第七十五条第一項
第六十四条第五項	若しくは金融商品仲介業者又は金融商品仲介業者等	又は金融商品取引業者等若しくは金融商品仲介業者
	第一項に規定する外務員の登録原簿（同項に規定する外務員登録原簿をいう。第六十四条の六において同じ。）	外務員登録原簿（同項に規定する外務員登録原簿をいう。第六十四条の六において同じ。）
第六十四条第六項	第一項	金融サービス仲介業に関する法律第七十五条第一項
第六十四条の二第一項第一号	第二十九条の四第一項第二号イからリまで	金融サービス仲介業に関する法律第十五条第二号イからヘまで
第六十四条の二第一項第二号	外務員（第二十九条の四第一項第二号イからリまで	前条第一項に規定する外務員（前条第一項に規定する外務員
第六十四条の二第一項第三号	若しくは金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者	又は金融商品取引業者等若しくは金融商品仲介業者
	外務員	前条第一項に規定する外務員
第六十四条の四	第六十四条第一項	金融サービスの提供に関する法律第七十五条第一項
第六十四条の四第二号	第二十九条の四第一項第二号イ	金融サービスの提供に関する法律第十五条第二号イ
第六十四条の四第三号	第二十九条の四第一項第二号ロからリまで	金融サービスの提供に関する法律第十五条第二号ロからヘまで
第六十四条の五第一項第一号	第二十九条の四第一項第二号イからリまで	金融サービスの提供に関する法律第十五条第二号イからヘまで
第六十四条の五第一項第二号	金融商品取引業（登録金融機関にあつては、登録金融機関業務）のうち第六十四条第一項各号	金融サービス仲介業（金融サービスの提供に関する法律第十一条第一項に規定する金融サービス仲介業をいう。次条第二号において同じ。）のうち同法第七十五条第一項各号
第六十四条の六	登録原簿	外務員登録原簿
第六十四条の六第二号	解散し	死亡し、解散し
	金融商品取引業（登録金融機関にあつては、登録金融機関業務）のうち第六十四条第一項各号	金融サービス仲介業のうち金融サービスの提供に関する法律第七十五条第一項各号